

# 東京圏（第8回）・関西圏（第7回）国家戦略特別区域会議 合同会議議事要旨

---

1. 日時 平成27年12月11日（金）15:19～15:50

2. 場所 中央合同庁舎8号館 8階特別大会議室

3. 出席

石破 茂 内閣府特命担当大臣（国家戦略特別区域）

黒岩 祐治 神奈川県知事

松井 一郎 大阪府知事

阿曾沼 元博 医療法人社団混志会 瀬田クリニックグループ 代表  
角 和夫 阪急電鉄株式会社 代表取締役会長

甘利 明 内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

牧島 かれん 内閣府大臣政務官

坂根 正弘 国家戦略特別区域諮問会議 有識者議員

八田 達夫 国家戦略特別区域諮問会議 有識者議員

岸 博幸 慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科 教授

佐々木 基 内閣府地方創生推進室長

川上 尚貴 内閣府地方創生推進室長代理

藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長

4. 議題

(1) 認定申請を行う区域計画（案）について

(2) その他

5. 配布資料

資料1-1 東京圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）

資料1-2 関西圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）

資料2 神奈川県提出資料

資料3 大阪府提出資料

参考資料1 国家戦略特別区域会議 合同会議 出席者名簿

参考資料2 区域計画（東京圏・関西圏）

参考資料3 国家戦略特区 各区域の状況

---

○藤原次長 それでは、ただいまより「東京圏（第8回）・関西圏（第7回）国家戦略特別区域会議 合同会議」を開催いたします。

出席者につきましては参考資料1のとおりでございますが、特区諮問会議の民間議員、有識者議員でいらっしゃる八田、坂根両議員、それから、国と関西圏特区とのつなぎ役でございますプロモーターとして岸博幸様にも御臨席いただいております。

初めに、石破国家戦略特区担当大臣より御発言をお願いいたします。

○石破大臣 着座のまま失礼いたします。

年末の、また足元が悪い中、皆様方、お越しをいただきまして、まことにありがとうございます。大変精力的に御議論いただきまして、今日の運びとなりました。厚く御礼を申し上げます。

今回は神奈川で、これは全国初めてになりますが、外国人家事支援人材の受け入れを追加いたしますとともに、大阪府におきまして、先般の大田区に引き続きまして、旅館業法の特例を新たに追加するという内容を内容としているわけであります。

率直な御議論を賜りまして、できればこの区域計画（案）について決定し、速やかに総理大臣の認定に手続を進めてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

お忙しい中、ありがとうございます。

○藤原次長 石破大臣、ありがとうございました。

続きまして、甘利経済財政政策担当大臣より御発言をお願いいたします。

○甘利大臣 本日、東京圏・関西圏の区域計画におきまして新たな事業の追加が議論されると伺っておりまして、心強いことでもあります。

神奈川県での外国人家事支援人材の受け入れは全国初、大阪府での旅館業法の特例は全国で2例目ということで、意欲的に取り組んでいただいた関係者の皆さんに心から感謝を申し上げます。

ただ、これと直接リンクということではないのかもしれませんが、民泊はマンションの又貸しトラブルが今、大分問題になっておりますから、これを解決しつつ展開をしていくという、安心感を与えるモデルを示していただければと思います。

東京圏・関西圏は、我が国の経済成長に極めて大きなインパクトを与える区域でありまして、引き続き改革の具体化を進めて、成長戦略をリードしていくということを期待いた

します。

ありがとうございます。

○藤原次長 ありがとうございます。

それでは、プレスの皆様、これをもちまして御退室をお願いいたします。

(プレス退室)

○藤原次長 まず、議題1の認定申請を行う区域計画(案)につきまして御審議をいただきたいと思います。

初めに、各区域ごとの計画(案)を事務局より御説明させていただきまして、その後、関係するそれぞれの自治体、民間事業者の皆様にご発言をいただきます。

追加の規制改革要望も、その際にあわせて御発言をいただければと思います。

それでは、東京圏の計画(案)につきまして、資料1-1を御覧ください。

(13)の「国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業」についてでございます。先ほど石破大臣、甘利大臣からもお話がございましたが、この特例はこれまで活用されてこなかったメニューでございます。今回、神奈川県が全国で初めて活用し、県内全域を対象に実施するものになります。

現行法上、家事支援活動を行う外国人につきましては、外交官あるいは高度外国人材が帯同する場合にのみ入国・在留が認められておりますけれども、この特例により単独での受け入れが可能になります。

最終的な受け入れにつきましては、第三者管理協議会という、神奈川県、内閣府、入国管理局、労働局、経産局などをメンバーとする会議をこの区域会議のもとに設置いたしまして、3年以上の事業実績など、法令で定める受入企業の基準に適合しているかどうかを確認して決定するわけですが、当該企業が雇用契約に基づき外国人材を受け入れて家事支援サービスの提供を開始されるのは来年3月をめどということにしております。

内閣府、神奈川県らによる事前の調査によりますと、家事代行業あるいは人材派遣業など、さまざまな分野から多くの企業の関心が寄せられております。本事業の実施が、女性の活躍推進や家事負担の軽減に寄与するものになります。

以上でございますが、本件につきまして、まずは黒岩神奈川県知事より御発言をお願いいたします。

○黒岩知事 ありがとうございます。

それでは、神奈川県の資料2を御覧いただきたいと思います。

1ページをお開きください。今、御紹介がありました、全国初の取り組みではありますが、本県全域で実施いたします国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業の計画認定について、ぜひお願いしたいと思っております。

この事業は、申すまでもなく、安倍政権の重要政策の一つであります女性の活躍推進に向けて、家事等の負担を軽減し、働きたくても働けない人が働く機会を得られるような環境整備を進める取り組みであります。

女性の活躍推進は、中長期的な観点から少子高齢化に伴い不足する労働力の確保にも資するものであります。成長戦略の重要な柱であると我々は認識しているところであります。本県におきましても、2018年をピークに人口減少に転じることが予測されまして、経済分野において女性の力を最大限発揮できるようにすることが重要であります。

その中で神奈川県は、同じくこの女性の活躍推進という観点から、既に国家戦略特区を活用して、これも全国初の取り組みでありましたが、地域限定保育士事業の計画認定を9月に受けたところであります。試験を10月に実施したところ、当初の見込みをはるかに上回る5,318人の方が受験されまして、年2回目となる試験に対するニーズの高さを実感したところであります。

2ページをお開きください。同じく、この神奈川の女性の活躍推進という観点から、我々は「かながわ女性の活躍応援団」というものを結成いたしました。神奈川県ゆかりの民間企業10社、そうそうたるメンバーが並んでおりますけれども、このトップの皆さんとともに「かながわ女性の活躍応援団」というものを結成し、それぞれが宣言をいたしました。

3ページを御覧いただきたいと思います。神奈川県も同じように宣言をいたしまして、仕事と子育てや介護を両立できる環境づくりといったものを訴えたところであります。

4ページを御覧いただきたいと思います。その中で、この国家戦略特区の東京圏の取り組みの中で、この場でも何度もお話をしてまいりましたが、未病というコンセプトによって、この超高齢社会を乗り越えていくモデルをつくろうということでやってまいりましたが、10月に箱根で未病サミット神奈川というものを開きました。2日間開いて、WHOでありますとかNIH等々、世界の英知を結集した国際シンポジウムを開いたところであります。これをぜひ、今後は国家戦略の本筋のところまで位置づけていっていただきたいと考えているところであります。

今の政府の健康・医療戦略の中には、神奈川県が取り組んでいる、この健康・未病産業の創出ということが入っておりますけれども、これをぜひ本体のところまでも格上げしていきたいと考えているところでもあります。

6ページをお開きください。これは懸案になっているところであります。

この未病を治す取り組みの中で、健康に対して一生懸命取り組んだ人に対しインセンティブが働くような保険のあり方といったものを前に提案させていただいておりますけれども、これに対してはまだ具体的な動きは出ておりませんので、これを改めてお願いしたいと思います。

7ページをお開きください。これは前からお話ししておりました、ロボットスーツHALであります。

これは、11月25日におかげさまで医療機器として認定を受けました。ですから、これが今、湘南ロボケアセンターというところで実際にこれを使っているのですが、前から申し上げたとおり、医療機器として認定された途端に医療機器として使えなくなるという非常に不都合が生じてまいりますので、このあたりをぜひ規制緩和ということでよろし

くお願いしたいと思います。

こういうせっかくの新しい技術でありますけれども、これがどんどん進んでくるといったことが、国の規制ではなかなか追いついていかない。これをやはり突破してうまく使っていくようにするのがまさにこの特区の使命であると思っておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

ありがとうございました。

○藤原次長 ありがとうございました。

追加の御提案につきましては、今、特区のワーキンググループの中でも関係省庁と協議をさせていただいているところでございます。

続きまして、医療法人社団混志会の阿曾沼代表、お願いいたします。

○阿曾沼代表 神奈川県 黒岩知事からの家事支援外国人受入事業提案は、家事の支援、女性の活躍を推進する観点でも非常に重要でございますし、全国に先駆けて実施するという提案ですので、ぜひ御認定をいただきたいと思っております。

それから、未病という概念は、神奈川県が発信元でございますが、世界で認められる概念となり、新たなステージに入ったと思っております。まさにその第一歩として、個人の健康行動に対するインセンティブの導入ということに関しましては、意識変革が行動変容を生み、その努力成果が報われるという仕組みづくりです。この試みが国全体で必要であると認識をしております。具体的な提案というものをしてまいりますので、ぜひこの点に関しても御支援をいただきたいと思っております。

それから、ロボットの活用でございますが、今回、この御提案に関しましては施設内でクリニックを併設すればできると言われてますが、むしろ多くのクリニックと連携してやることのほうが地域ニーズに合致するものでございますので、こういった専門施設で医療用ロボット単独の活用がきちんとできることが非常に重要であると考えております。

以上でございます。

○藤原次長 ありがとうございました。

続きまして、関西圏の計画（案）の審議に移らせていただきます。

資料1-2を御覧いただければと思います。

こちらも（10）と書いてございます。「国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業」、旅館業法の特例についてでございます。

通常、宿泊日数が1カ月未満の期間で人を宿泊させる場合、旅館業の許可を受ける必要があるということでございますが、特区では7日から10日までの範囲におきまして、条例で定める期間以上使用させる場合、要件に該当する宿泊施設について、旅館業法の適用除外が認められております。

大阪府では、既に10月27日に全国初の条例が可決されております。この条例を活用する意向を示されている府内の自治体、これは2ページ目でございますが、33市町村にも上るということで、大変広域での事業実施が見込まれているところでございます。今後、事業者の募集

等を行い、来年4月からの本格的な運用開始を目指すということでございます。

国内外の旅行者、ビジネス等の多様な滞在ニーズに応えるとともに、大阪は客室稼働率が全国1位と聞いておりますが、この滞在施設の不足問題の解決にも大きく貢献するというふうに評価されるものであります。

まずは、本件につきまして、松井大阪府知事より御発言をお願いいたします。

○松井知事 それでは、大阪府のほうからの御提案をさせていただきます。

資料3の1ページを御覧いただきたいと思っております。先ほどお話がありましたが、10月の大阪府議会におきまして必要な条例の可決をいただきました。区域計画の認定をお願いしたいと思っております。

実施の時期につきましては、平成28年4月を目指して準備を進めています。なお、大阪府内の市町村における実施区域では、まず「市街化区域の共同住宅・戸建て住宅全域で実施する」、「そのうち、ホテルが立地できない地域を除く」という選択肢で市町村と協議をして区域の設定を行ったものであります。インバウンドの活用は我が国の成長に大きく寄与するものと考えられておりますので、大阪府といたしましても大いにこの事業が活用されることを期待しています。

このため、滞在者・近隣住民に安全で安心な事業であることをより認識していただけるように、罰則や悪質事業者の排除措置の整備も今後必要ではないかと思っております。また、「使用期間7日以上」が、増大する国内外の観光客のニーズに合っているのかどうかを検証して、実態に合うように改善をすべきであると思っております。これらにつきましては、一般の民泊サービスのあり方とあわせて、ぜひ検討をお願いいたします。

次に2ページで、農業分野の規制改革の提案についてです。

今回の提案は、関西国際空港対岸の岸和田市の丘陵地区におきまして、法人の農業参入や農地転用の規制緩和などによりまして、都市近郊における農業経営のモデルケースを提示したいというものであります。地元の岸和田市長も強い意欲を示されております。また、地元農協等との共同提案であるだけでなく、岸和田市の農業委員会にも同意をいただいております。リスク対応等への協力をお約束いただいております。

これまで農村中心であった改革分野であります。都市から意欲的チャレンジとして特区で実現したい。まずは早々に議論の場を設けていただけるようお願いいたします。

以上です。

○藤原次長 農業分野での追加提案も含め、どうもありがとうございました。

阪急電鉄株式会社の角会長が、御到着が少しおくれられておりますので、後ほど御到着次第、御発言をいただきたいと思っております。

続きまして、関西圏プロモーターでいらっしゃいます岸様より御発言をお願いいたします。

○岸教授 この民泊につきましては、とりあえず滞在7日以上ということでやっているのですけれども、当然、ニーズを考えますと、これは早期に短縮する必要があると思ってお

りまして、これはできるだけ早期に、3日ぐらいに短縮はしたいと思っております。

今、同時に政府の側でも全国レベルでどう対応するかとの検討をされていると思いますので、なるべく早く、全体でどういう形の対応の規制になるのかという全体像を示していただければこちらの検討にも非常に助かりますので、その辺をぜひよろしくお願いしたいと思います。

○藤原次長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの東京圏及び関西圏の区域計画（案）、それから、追加要望もございましたけれども、これにつきまして民間有識者の皆様、政務の皆様より御発言をお願いしたいと思います。

いかがでございましょうか。

八田議員、よろしいでしょうか。

○八田議員 八田でございます。

神奈川県は、以前に女性の活躍推進のために地域限定保育士制度を全国に先駆けて創設されました。これは、かなり勇気の要る、岩盤に本当に穴をあける改革でした。その後、仙台市が続き、さらに、全国の都市からこれをやりたいと言ってこられるようになりました。大成功のスキームだったと言えるでしょう。

きょう申請されました外国人家事支援人材の受け入れも、女性の活躍推進のためであり、また全国初でもあります。これも、地域限定保育士のように、他地域が従うようになればいいと思っています。

次に、大阪府の旅館業法の特例。先ほど2番目ということでしたが、もともとこれを提案されたのは大阪府と大阪市でした。これも非常に需要が高い規制改革です。この新制度は、外国人も活用できることを眼目にしたので、外国人だけのための制度だと時たま誤解されますが、日本人も当然使えます。

民泊では、先ほど甘利大臣がおっしゃったように、借家のマナーをきちんと守らせることが重要です。そのためには、マナーに関する契約の履行を担保する仕組みをつくるのが重要なのではないかと思います。特区における旅館業法の特例ではそのことに留意して設計いたしました。周辺の人たちの苦情があった場合には、その受け付け窓口をきちんと義務づける、さらに借家人がマナーを守らなければ大家の特区事業認定を取り消すといった制度ができています。特区でつくった旅館業法の特例を今後の民泊の基本的なフレームワークにしていくべきではないかと思います。

そうすれば、特区を越えて、全国に波及していくことが確実な改革であると思います。

どうもありがとうございます。

○藤原次長 ありがとうございます。

坂根議員、よろしいでしょうか。

○坂根議員 坂根でございます。

私なりに、この特区の規制改革の分類をしますと、1つ目は行政が改革すればほとんど

完結するようなものと、2つ目は民を巻き込まないと実行はほとんどできないといえますか、幾ら行政が考えてもうまくいかないもの。最後は、とにかく規制緩和をしたら民がすぐ手を挙げてくるという、この3種類があると思うのです。

神奈川の未病産業みたいな話は、どちらかといいますと、一つ目の分類かなと思うのですが、一番効果が大きいのが最後の、規制緩和をしたら民が多数手を挙げる、というものです。神奈川の例で言えば外国人の家事支援。それから、大阪の例で言えば外国人滞在施設。これらは非常に効果が大きいので、できるだけ早い時期に民を巻き込むような動きをしていただきたいと思います。

一番難しいのは2番目の、民が来ないと成果がなかなか出ない分類で、具体的に民にどう声をかけるかということだと思います。東京が一番楽で、民がすぐ飛びついてくるのですけれども、地方の小特区に行くとなると本当にここが大変です。関西、神奈川も大都市で条件に恵まれていますから、ぜひ、民をとにかく早い段階で巻き込んで頂きたい。きょうの話でいきますと、神奈川のロボット、それから、関西の都市農業あたりはこの分類に所属すると思うのですが、ぜひ民を具体的に巻き込んでいただきたいと思います。

○藤原次長 御指摘を踏まえて、両知事より何かございますでしょうか。

松井知事、お願いいたします。

○松井知事 我々の都市農業のほうは、地元JAさんからの具体の提案もいただいていますので、まさに民間のそういう事業者とより具体的な提案が、もう認めていただいたらすぐできると思っています。

○黒岩知事 この、まさに岩盤規制を突破することが我々に求められている使命であるという中で、やはりここ、最近感じるのは、国の動きそのものが非常に早くなってきているということを感じます。といいますのは、地域限定保育士ということを上げた途端に、では、保育士の試験は年2回やっしまおうではないかというふうに、すぐに進んだということがありました。

それと似たようなことが実は次々に起こっていきまして、保育士でいきますと、我々は保育所で働く人が100パーセント保育士でなくてもいいではないかという、幼稚園の先生とかいろいろな人を巻き込んだらいいではないかということの特区内で提案しようと思って、ずっと準備を始めていたのです。それを提案しようと思ったら、その前に政府の方でその方針が出てきたということもありました。

ですから、非常にこういうことは、今度の民泊の話でもそういう感じになってきていると思いますので、こういう流れの中でやはり、この特区がうまく回転し始めたということは何となく実感しているところであります。

○藤原次長 ありがとうございます。

松井知事、お願いします。

○松井知事 民泊は本当に喫緊の課題でして、今年も外国からのお客様が650万人を超えるところまで上がっております。それで今、まさに東京から出張される方が、泊まるどころ

がないという状況になっていまして、一番、本来需要の高いのは大阪市内なのです。ところが、この民泊の条例につきましては、大阪府議会では同意いただきましても、政令市においては、その政令市の同意も要るようになるわけです。これは国家戦略特区ということで、区域は大阪府域としていただいていますので、これは今、ここで即、答えをいただけるという話ではないのですけれども、大阪府域の中で議会の同意を得られれば全てのエリアで使えるようにお願いしたい。

結局、一番需要の高い大阪市内エリアにおいて、まだ決められません。これは市議会においてさまざまな政党が反対するからなのですけれども、大阪府議会においても、そのエリアの議員は選出されているわけですから、国家戦略特区ということであれば、指定を受けているエリアの議会で同意を得た時点でこれが現実できるようなことを考えていただけないのかなと思います。

府域だけで、大阪市エリアを抜いた大阪府エリアだけでこの民泊の効果がどれだけ出るのか。これはやはり大阪市エリアを巻き込んでこそ、この民泊の効果が出る。私はそう思っていますので、ぜひ議決のあり方という、まさに統治機構のあり方の話になってしまいますけれども、まさに特区ということであればそういう形の決定方法はないのか。これは非常に今、私が悩んでいるところです。

○藤原次長 政令から条例に委任しているという制度設計そのものの問題で、それこそ2年前の議論でございますけれども、先生から。よろしいですか。

○八田議員 はい。

○藤原次長 御指摘を踏まえまして、また新たな制度設計につきましても政府内で議論してまいります。

ただいま、阪急電鉄株式会社の角代表取締役会長が御到着でございますので、早速でございますが、御発言よろしいでしょうか。

○角代表取締役会長 飛行機のダイヤが乱れまして、まことに申しわけございませんでした。

松井知事からもお話があったと思いますけれども、農業の成長産業化につきましては、高齢化の問題、そしてTPPの大筋合意を受けまして、喫緊の待ったなしの状況であると思えます。

皆さん御承知のように、農業従事者の方の77%が60歳以上ということで、30歳の方が4%、20代の方が1%という状況でございますので、この日本のすばらしい農業を引き継ぐには法人化しか道がないと思えます。

先般も養父市に行ってまいりましたけれども、1,000万の会社をつくらうとしても、今ですと500万、農業が用意しなければならない。ところが、そんな余裕はとてもないわけですので、議決権の50%以上を農家の方も望んでおられますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思えます。これは農家の方の思いでございますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

もう一点は、今、自然由来の土壌汚染につきましてパブコメが行われておられるようでございますけれども、ぜひともこの点についても特区につきましては規制緩和をよろしくお願ひしたいと思ひます。

どうも、おくれまして申しわけございませんでした。

○藤原次長 ありがとうございます。

御指摘の点を踏まえて、コメント等はございますでしょうか。

ほかの方々、よろしいでしょうか。

甘利大臣、お願ひします。

○甘利大臣 8年前に私が経産大臣をやっていたときに、全国3～4カ所で青年地域リーダーを集めて3時間ぐらいずつの話し合いをやりました。

農業法人の成功している方がいまして、その方はITをフル活用して農業法人で成功していたのですが、その人に「あなたは、最初から農業をやっていたのですか」と聞きましたら「いや、上場企業のサラリーマンでした」。「では、何で農業をやっているのですか」と聞きましたら「おやじが高齢になって『おまえ、そろそろ家の農地が放っておけないから、会社をやめて手伝いに来い』と言われたので、まあ、いいかというので会社をやめて、おやじの手伝いをしました」と。

それで「おやじ、1カ月たったから月給くれと言ったら『ばかたれ、百姓に月給なんかあるか』と言って、これじゃあだめだというので、土日のある農業、月給の払える農業というものを目指してやってきました」ということなのです。

その人に「何か要望はありますか」と聞いたら「国から補助金なんか1円ももらっていませんし、これからももらうつもりはありません。何も要望はありません。でも大臣、1つだけ要求があります」と言うから「何ですか」と言ったら「農業の所管は経済産業省にしてください」と言われたのです。

要するに企業経営というものを、経営マインドを農業に持ち込むのです。ですから、私はずっとそれ以来、農業の産業化、農家の企業化をどこまで目指せるかということを考えていこうと。やはり家族経営の大切さと言う人がいますけれども、それではおやじはいいけれども、後継者はやらないのです。同級生を集めて、よし、やるぞというためには、企業としてどうするかという感覚で経営戦略を持つ。マーケティングとかブランディングとか、そういうものをどんどん導入していけば、後継者というものは夢を持つと思ひますので、ぜひ大阪でがんがん進めてください。

○藤原次長 ありがとうございます。

ほかに御意見はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、東京圏及び関西圏の区域計画（案）につきまして、本日の区域会議で決定させていただければと思ひますが、よろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○藤原次長 ありがとうございます。

それでは、次回の特区諮問会議に諮った上で、速やかに内閣総理大臣への認定申請手続に入らせていただきます。

また、本日いただきました追加の規制改革事項につきましても、引き続きワーキンググループにおいて議論をしまいたいと思っております。

最後に、石破大臣より一言お願いいたします。

○石破大臣 まことにありがとうございました。

次期常会に向けまして、規制のさらなる見直しにつきまして議論を行い、所要の法案を提出する等、引き続き規制改革を進めてまいります。また、今回の計画（案）につきましては、速やかに特区諮問会議の審議を経て、総理の認定手続に入っております。

本日もいろいろな御議論がありました。民泊については、府と市の権限の話はともかくとして、既存の旅館業者とのイコルフットィングというものをどう考えるのか、必要性は松井さんのおっしゃるとおりで、よく認識をしておるところであります。そういう人たちがきちんと納得するようなものを出していかなければならないので、よく工夫をいたしたいと思っております。

私は農林水産大臣をしていたのですが、こんなことをやっていると農業そのものがなくなる、農地は残るかもしれませんが、農業そのものがなくなるので、これは急がなければならぬというのがずっと持論であります。ただ、一方において、農協改革あるいはTPPというもの、甘利大臣がおいでであります。これは一つ一つ乗り越えていかなければならない。これは本当に、日本から農業そのものというよりも農業をする人がいなくなってからでは何をやっても遅いので、一回荒廃した農地はそう簡単にはもとへ戻らないので、時間的な切迫感をよく認識をしておるつもりでございます。

引き続きまして、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○藤原次長 石破大臣、どうもありがとうございました。

それでは、ちょうど時間になりましたので、合同区域会議を終了させていただきます。

次回の日程につきましては、事務局より後日御連絡を申し上げます。

本日はどうもありがとうございました。